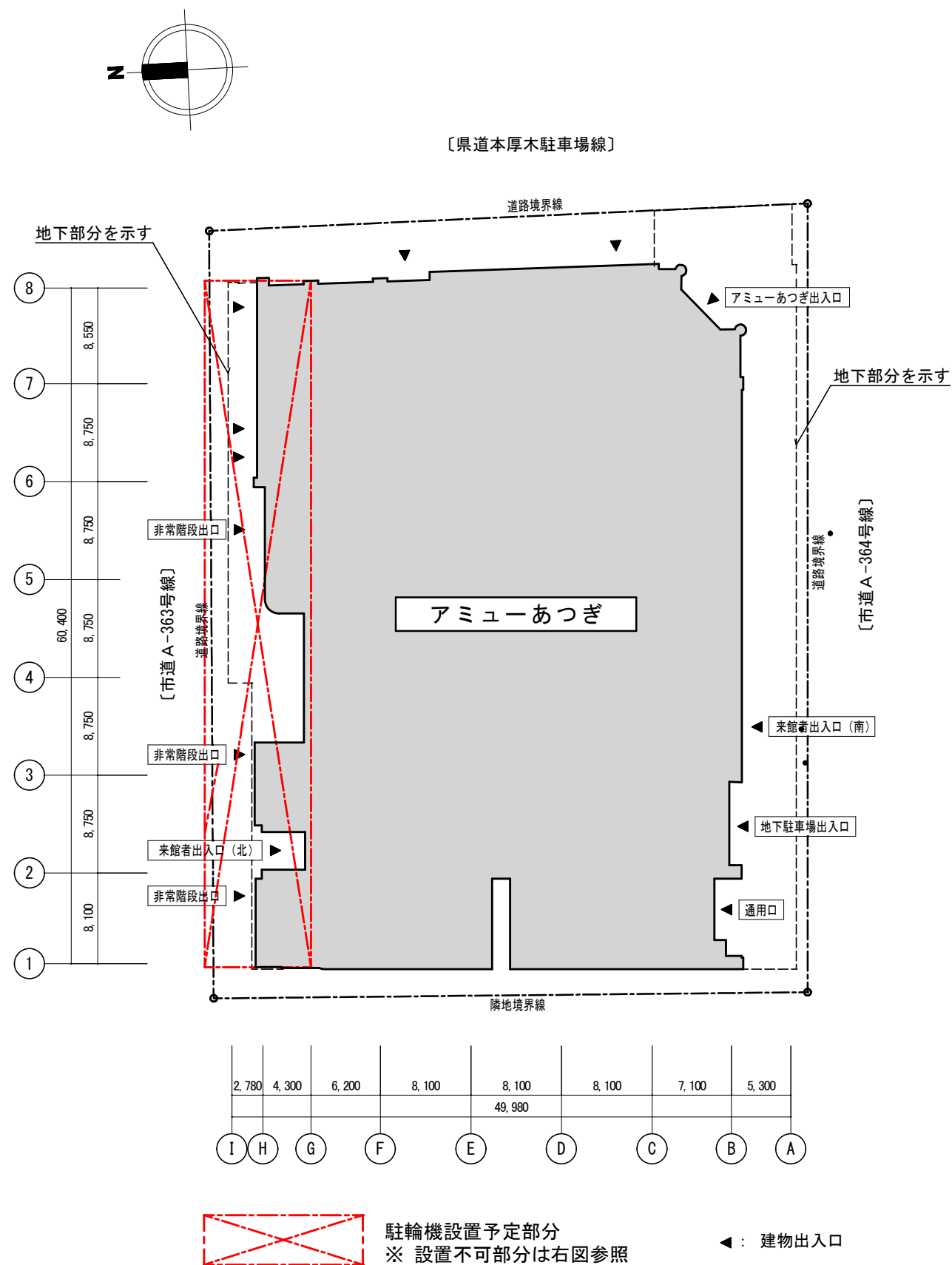
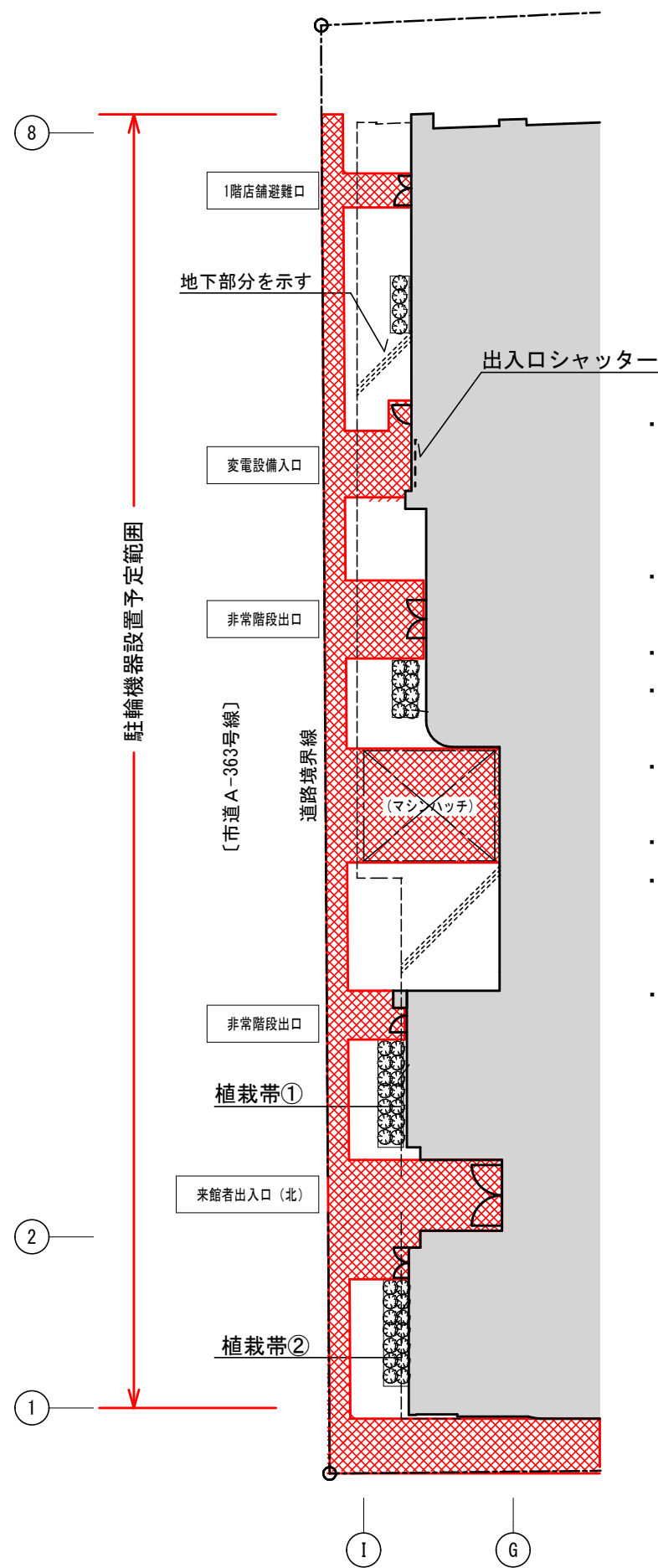




配置図 S=1/500



- ・道路境界から1.0mの範囲は、歩道利用を予定しているため、駐輪機の設置は不可とします。
また、この部分に自転車のハンドルなどがはみ出ないように駐輪機の配置を計画してください。
- ・非常階段出口部分への駐輪機の設置は不可とします。
(道路部分まで有効な避難動線を確保してください)
- ・出入口扉の開放、利用に支障のない計画としてください。
- ・屋外電気盤等の点検その他作業に支障のない計画としてください。
- ・設備マンホール蓋（排水枳、ハンドホール等）の開閉や点検に支障のない計画としてください。
- ・変電設備入口への駐輪機の設置は不可とします。
- ・マシンハッチ上部については、募集要領2ページ「(4) 提案に当たっての基本的条件」の「ウ」を参照し、配置計画を作成してください。
- ・植栽帯①、②については、令和7年10月以降、撤去する予定ですので、植栽帯を撤去した状況を想定し、駐輪機の設置を計画してください。

主要な駐輪機設置不可範囲

植栽帯

駐輪機器設置不可部分略図 N.S